JVCKENWOOD



各 位

会社名 株式会社JVCケンウッド

代表者名 代表取締役

社長執行役員 最高経営責任者 (CEO)

江口 祥一郎

(コード番号6632 東証プライム市場)

問合せ先 経営企画部長

遠藤 勇

(TEL 045-444-5232)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025年11月13日付の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第34条の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) や 1 株当たり当期利益 (EPS) の向上を図るとともに、2025年11月13日に発表しました「2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」による2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」)の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響を緩和し、資金調達を円滑に実行するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式(2) 取得し得る株式の総数 500 万株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:3.39%)

(3) 株式の取得価額の総額 50億円(上限)

(4)取得期間2025年11月14日~2025年12月23日(5)取得方法株式会社東京証券取引所における市場買付け

(注1) 当社は、今般の自己株式取得に係る事項の決定に基づき、2025 年 11 月 14 日に、上記 (3) に記載の株式の取得価額の総額を上限とする範囲内で、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を利用した自己株式取得を実施する予定です。当該自己株式の買付けの詳細については、2025 年 11 月 13 日に発表しました「自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)」を参照ください。

(注2) 市場動向等により一部または全部の注文の執行が行われない場合があります。

ご注意: この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、同社債については米国における証券の募集または販売は行われません。

(ご参考)

- 1. 当社は、2025年11月13日付の取締役会において、本新株予約権付社債の発行を決議しています。かかる調達資金の一部は、上記の自己株式取得資金に充当される予定です。詳細は、2025年11月13日に発表しました「2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」を参照ください。
- 2. 2025 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況
- (1) 発行済株式総数(自己株式を除く) 147,281,876株
- (2) 自己株式数** 16,718,325 株

※自己名義株式数 15,974,493 株および株式報酬に関する信託が保有する株式数 743,832 株の合計

以上

ご注意: この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための開示文書であり、投資勧誘を目的として 作成されたものではありません。この文書は、米国を含むあらゆる地域における当社の転換社債型新株予約権付社債の募集 を構成するものではありません。また、米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場 合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる 場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、同社債については米国における 証券の募集または販売は行われません。